

令和 4 年度よさのみらい大学運営業務仕様書

1. 業務名

よさのみらい大学運営業務

2. 業務目的

コロナ禍をきっかけにした新しい生活様式への転換や都市部から地方での暮らしを求める全国的な動きは、“リアルとオンライン”が共存する新しい交流と関わり方をもたらし、今やオンラインでの講座開催は標準仕様となっている。

本業務は、「リアル(会場)とオンライン」、「参加者同士の関係づくり」をキーワードに「自分たちのまちは自分たちでつくる」当事者意識の醸成に資する学びを提供する学び舎としてよさのみらい大学を運営するものであり、幅広い年代層を対象に、与謝野町をキャンパスに見立て、住民が主人公となり、新しいモノやコトを発見し、出会いと交流を通じて、多様性を認め合い、自分、地域、まちの未来を描き主体的に行動する人財の育成を目的とする。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 2 月 2 8 日 (火) まで

4. 委託業務内容

主な業務内容は次のとおりとする。

(1) よさのみらい大学運営

① 学生情報の管理

- ・本大学の講座の受講を希望する者は学生登録（氏名、居住地、性別、年代、メールアドレス）を行うものとし、学生情報を管理すること。
- ・学生情報は、大学情報の学生への通知や講座設計、受講状況分析、受講成果等に活用する。

② ホームページの運営

- ・独自WEB サイト (<http://yosano-univ.jp>) の保守管理を行うこと。
- ・コンテンツ（記事等）として、講座開催情報及び講座レポート等の作成、管理及び更新・追加を適宜行うこと。
- ・リベラルアーツコース、地域づくり学部の講座の開催告知、講座終了後、速やかに講座レポートを作成し掲載すること。

③ 受講料の徴収・管理

- ・受講料については、町と協議のうえ講座単位、あるいは連続講座単位に設定することができる。
- ・受講料の徴収及び管理・納入を行うこと。
- ・オンライン受講生については、受講料の納入を確認したうえで、受講を認めるものとする。

(2) コース・学部運営

リベラルアーツコース、地域づくり学部の講座の運営については、次の事項を行うこと。

①共通事項

【講座準備】

- ・講師等との連絡、調整、必要に応じ交通手段、宿泊先等の手配。講師のオンライン参加も妨げない。
- ・講座等の会場及びオンライン配信の手配。ただし町が直接管理する施設の使用料は全額免除とする。
- ・講座等で使用するテキストや資料の作成、印刷、配布の準備をする。
- ・講座等で使用する備品、消耗品の手配。ただし、町が直接管理する施設のマイク等の備品使用料は全額免除とする。
- ・講座等の開催告知に係る告知データの作成、告知活動を行うこと。
- ・受講に係る問合せに対応すること。

【講座運営】

- ・受講者の受付を行うこと。
- ・講座の司会進行、記録（写真等）、講師対応、会場整理、オンライン機器・アプリケーションの操作等の講座運営を行うこと。
- ・受講者に対するアンケートを実施すること。（アンケート内容は後日提示する。）
- ・会場設営及び撤去を行うこと。

【講座終了後】

- ・講座ごとに講座レポートを作成し、独自 Web サイトへ掲載すること。
- ・アンケートの集計（Microsoft 社 Excel）を行い、町へ提出すること。

②リベラルアーツコース

1)コース概要

誰もが気軽に参加でき、幅広く質の高い教養の形成につながる、概ね大学講義レベルの単発講座とする。テーマについては「文学」、「医療」、「哲学」を盛り込むこと。

2)開催回数・形態等

- ・1回完結型（2時間程度）の講座を3回実施すること。
- ・開催期日は、特定の月に偏らないこととする。
- ・リアル（会場）とオンラインを併用し、インタラクティブな（双方向のやり取り・対話型）講座も検討する。（新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、オンライン講座も検討する。）
- ・聴講（インプット）のみにとどまらず、講座内において講師と受講者及び受講者同士が交流し、講義内容を踏まえた議論や未来志向の意見のとりまとめ（アウトプット）等のプログラムを含むこと。

3)受講料

- ・個人に帰属する経費がある場合は、実費相当額を受講者から徴収すること。

③地域づくり学部

1)学部概要

「持続可能な地域運営のための人づくり」をテーマとして、人口減少、少子高齢化社会で顕在化している地域課題を自分ごと化して捉える力や、活力ある地域づくりを実践する力を身に付ける内容の講座とする。なお、「地域の魅力発見・発信」、「関係人口づくり」、「空き家・空地の活用」、「(地域住民の)対話コミュニケーション」など、テーマに合致した題材で提案すること。

2)開催回数・形態等

- ・連続講座を1コース(3講座以上)として、テーマを2つ設定して2コース実施することを基本とする。
- ・リアル(会場)とオンラインを併用し、インタラクティブな(双方向のやり取り・対話型)講座も検討する。(新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、オンライン講座も検討する。)
- ・聴講(インプット)のみにとどまらず、講座内において講師と受講者及び受講者同士が交流し、講義内容を踏まえた議論や未来志向の意見のとりまとめ(アウトプット)等のプログラムを含むこと。

3)受講料

- ・個人に帰属する経費がある場合は、実費相当額を受講者から徴収すること。

5. 成果物の提出

本業務において提出する成果物は下表のとおりとする。

電子データについては、電子媒体により提出すること。

項目	サイズ	部数等
① 講座報告書 ・実施した講座の結果概要 ・講座レポート ・回収したアンケート ・アンケート分析及び報告書 ・その他本業務の遂行過程で取得又は作成した資料	A 4	1部
② 上記に係る電子データ		一式

6. 支払い条件等

本業務に係る委託料の一部(業務委託料の3割額上限)について前払いすることができる。

7. 業務実施上の条件

(1)実施体制

- ①本町と調整したスケジュールで実施すること。
- ②業務の推進にあたっては、本町と緊密な連携をとること。
- ③業務に関する主担当者を配置し、原則、その担当者が全ての業務を統括すること。なお、

受託者内で業務に必要な人材がない場合は、受託者側において委託経費の中から、必要な外部人材を招聘し業務に従事させること。

④業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任してはならない。なお、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、業務の一部を第三者へ委任することができる。

(2) 個人情報保護

受託者が、委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、与謝野町個人情報保護条例等の関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 立入検査等

本町は、事業の執行の適正を期するために必要があると判断したときは、受託者に対して報告を求め、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類及びその他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

(5) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本町の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本町は紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の措置を講じるものとする。

(6) 賠償責任

受託者の責に帰すべき事由により、本町又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(7) 著作権の譲渡等

①無償譲渡

成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は、当該成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下、同じ。）を当該成果物の引渡し時に本町に無償で譲渡する。

②公表

成果物が著作物に該当する場合において、受託者（前項に該当する場合にあっては、関係者を含む。以下、同じ。）は、本町が当該成果物の内容を自由に公表することを無条件に同意すること。

また、本町は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

③内容の改変

受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、本町が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。

また、本町は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

④著作物、人物の許諾等

成果物の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

(8) その他

本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。